

島津グループ CSR 調達ガイドライン

2023年12月8日

「島津グループ CSR 調達ガイドライン」の制定にあたって

近年、企業の社会的責任(CSR)への関心は世界的に高まっており、企業経営の観点からも、人権保護、法規制対応、環境保全、地域貢献などの非財務的な取り組みはより大切なものになってきております。

弊社では 2022 年 1 月に「島津製作所 CSR 調達ガイドライン」を制定し、サプライチェーン上にある取引先の皆様に CSR に関する取り組みへのご協力をお願いしてまいりました。但し、今後は弊社だけでなく島津グループ全体で CSR 調達を推進していくため、このたび「島津グループ CSR 調達ガイドライン」を制定する運びとなりました。

島津グループとお取引いただいております皆さまと共に、このガイドラインを活かして CSR 活動の取り組みを進めていきたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

島津グループサステナビリティ憲章

地球・社会・人との調和を図りながら、“事業を通じた社会課題の解決”と“社会の一員としての責任ある活動”の両輪で企業活動を行い、明るい未来を創造します。

島津グループは、1) 地球環境とグローバル社会の持続可能性、2) 島津グループの事業活動の持続と成長、3) 従業員の健康とエンゲージメントの向上を目指して、サステナビリティ経営を実践していきます。

島津グループ 調達方針

「共生と E・Q・C・D(環境・品質・価格・納期)」

1. 公正な取引

私たちは、法令を遵守し、公正かつ透明な取引を行います。

2. 取引先とのパートナーシップの構築

私たちは、適正な品質・価格・納期で供給できる取引先を選定し、パートナーシップを構築します。

3. CSR 調達の推進

私たちは、社会的責任(人権の尊重、環境負荷低減など)を尊重する取引先から調達を行います。

目次

1. 人権・労働	4
1.1. 人権の尊重	
1.2. 児童労働・強制労働の排除	
1.3. 多様性への尊重と差別の撤廃	
1.4. 結社の自由と団体交渉権の承認	
1.5. 適正な労働条件の維持	
1.6. 外国籍の労働者の雇用	
2. 安全・衛生	4~5
2.1. 職務上の安全	
2.2. 緊急時への備え	
2.3. 労働災害および疾病	
2.4. 産業衛生	
2.5. 身体に負荷のかかる作業	
2.6. 施設の安全衛生	
2.7. 安全衛生のコミュニケーション	
2.8. 従業員の健康管理	
3. 環境	6
3.1. 基本姿勢	
3.2. 環境負荷の低減	
3.3. 危険物の管理	
3.4. 廃棄物の管理	
3.5. 地球温暖化防止への配慮	
3.6. 大気汚染防止への配慮	
3.7. 水の管理	
3.8. 使用物質の管理	
4. 倫理	7~8
4.1. コンプライアンスの確立	
4.2. 競争法の遵守	
4.3. インサイダー取引の防止	
4.4. 安全保障貿易	
4.5. 癒着・反社会的勢力の排除	
4.6. 個人情報・機密情報の取扱・情報セキュリティ	
4.7. 紛争鉱物の排除	
4.8. 地域社会との調和	
5. BCP(事業継続計画)	8
5.1. BCP の策定と運用	

1. 人権・労働

- 1.1. 人権の尊重
 - ・ 国際規範によって定められた人権を尊重し、これを侵害しない。
- 1.2. 児童労働・強制労働の排除
 - ・ 全ての就労は自発的でなければならず、被雇用者が自由に離職できる権利を尊重する。
 - ・ 事業活動のすべての段階で、児童労働や強制労働を排除する。
- 1.3. 多様性への尊重と差別の撤廃
 - ・ 多様なひとや考え方の組合せが社会課題の解決、持続的な成長、企業価値創出の源泉であるという認識のもと、それらを尊重する。
 - ・ 事業活動や意思決定の過程において、人種・性別・言語・国籍・宗教・身体的ハンディキャップ・信条などを理由とし、個人に対する差別的な待遇を行わない。
 - ・ 各種ハラスメントなど、他人の人格や尊厳を毀損するような行為を行わない。
- 1.4. 結社の自由と団体交渉権の承認
 - ・ 国際規範と各国の法令に基づき、労働者による結社の自由を認め、職場の問題に関して労働者の代表と建設的な議論を行う。
- 1.5. 適正な労働条件の維持
 - ・ 各国の法令に基づき、労働時間や賃金などの労働条件を定め、適正に運用する。
- 1.6. 外国籍の労働者の雇用
 - ・ 外国籍の労働者を雇用する際には、事前に雇用条件に関する十分な説明を行うなどし、労働者自身が理解していることを確認する。
 - ・ 自社、外注先、並びに自社が利用する人材派遣会社等が、外国人労働者などの受入・雇用に関する法令・規定等を遵守していることを確認する。

2. 安全・衛生

- 2.1. 職務上の安全
 - ・ 職場における安全・衛生を確保するため、法令などの定める基準に従い、作業の内容・条件・環境などについて十分な配慮を施す。
 - ・ 従業員を特に危険度の高い作業に従事させる際には、危険防止の観点から保護用具の支給や安全装置の設置など、適切な安全対策を行う。
 - ・ 従業員のうち、妊娠中あるいは授乳期間中の女性や高齢従業員、障がいを持つ従業員に対し、労働安全衛生面におけるリスク軽減を目的に妥当な措置を講じる。
- 2.2. 緊急時への備え
 - ・ 人命・身体の安全を損なう恐れのある災害・事故などの緊急事態に備え、事態が発生した際における行動手順を作成し、そうした事態の発生に伴う事業活動への被害を最小化できるよう努める。
 - ・ 策定した行動手順の運用において、必要となる設備の導入や従業員に対する教育・訓練などを行う。

- 2.3. 労働災害および疾病
- ・ 従業員に起きた労働災害および疾病については、国際的な取り決めや所在地の法令の定めにより、必要な治療の提供を含む適切な対策・是正処置を講じる。
 - ・ 労働災害や事故に起因する障害などを負った従業員に対し、必要に応じて治療や補償などの措置を行う。
- 2.4. 産業衛生
- ・ 職場における化学的・物理的・生物的な曝露について、有害性リスクの特定や評価を行い、決められた安全基準を超えないよう、適切な方法で制御・管理する。
 - ・ 作業に伴う潜在的リスクは、適切なプロセスの設計や作業手順の徹底で最小限に抑え、このような手段によってもリスクを適切に管理できない場合は、従業員に対し適切な保護用具等を支給すると共に、それらリスクに対応するための教育を実施する。
- 2.5. 身体に負荷のかかる作業
- ・ 身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害や労働疾病につながらないように適切に管理する。
- 2.6. 施設の安全衛生
- ・ 従業員に対して、清潔なトイレ施設や衛生的な水、休憩や食事のための衛生的な場所などを提供する。また、緊急時の適切な避難経路を確保する。
 - ・ 職場や設備等を清潔に維持し、従業員の健康に有害な影響を及ぼさないよう管理する。
- 2.7. 安全衛生のコミュニケーション
- ・ 従業員が直面する可能性のある職務上の危険や潜在的リスクについて、適切な安全衛生情報の教育・訓練を従業員が理解できる言葉・方法で提供する。
 - ・ 作業上安全を確保し、従業員の心身の健康を保つために必要となる知識や技能などに関する教育を、従業員に対して定期的に行う。
 - ・ 従業員が職務上の安全に関わる問題を報告し、是正を要求できるような制度を策定・運用する。
- 2.8. 従業員の健康管理
- ・ 従業員に対してメンタルヘルス不調の未然防止に努め、心身共の健康を保つために必要な措置を講じると共に、適切な健康管理を行う。

3. 環境

3.1. 基本姿勢

- ・ 地球環境を保全し、持続可能な社会の実現に努める。
- ・ 環境の保全や環境破壊の防止を目的とする各種法令や国際的な取り決めを遵守する。
- ・ ISO14001 などの環境マネジメントシステムの活用を含め、環境保全に向けた継続的な改善活動の取り組みを進める。

3.2. 環境負荷の低減

- ・ 製品のライフサイクル全体における環境負荷の低減を意識し、調達・研究開発・生産活動を行う。
- ・ 事業プロセス全体における環境負荷の低減に向け、可能な取り組みを進める。

3.3. 危険物の管理

- ・ 人体や周辺環境に対し有害な影響を及ぼす可能性のある危険物を使用・保管・廃棄する際には、関連する法令などに従い、十分な安全を確保するよう努める。

3.4. 廃棄物の管理

- ・ 廃棄物の適切な管理や廃棄を目的としたプロセスを策定・運用し、法令などの定める基準に従い、定期的にその取り組み状況を確認・評価する。
- ・ 廃棄物の削減やリサイクルの推進に向けた取り組みを行う。

3.5. 地球温暖化防止への配慮

- ・ 温室効果ガスの排出削減に向け、エネルギーの効率的な利用に努めると共に、温室効果ガスの排出について自主削減目標を設定し、その達成に必要な措置を可能な限り講じる。

3.6. 大気汚染防止への配慮

- ・ 所在地の法令などの定める基準に従い、有害物質の大気中への放出を削減するための取り組みを行う。

3.7. 水の管理

- ・ 事業活動に利用される水資源の使用量・用途などを特定・把握し、節水や水源の保護に向けた取り組みを行う。
- ・ 汚染防止の観点から、事業活動に伴い発生する排水については、法令などの定める基準に従い、適切な方法で管理及び処理を行う。

3.8. 使用物質の管理

- ・ 法令や国際的な規制により、需要先において規制や使用禁止の対象となっている有害物質を製品の製造に用いない。
- ・ 製品に含有される化学物質の情報を管理する体制を構築する。
- ・ 事業活動に用いる資材・人体や環境に対し有害な影響を及ぼす可能性のある物質を特定、その使用・保存・移動・廃棄などを適切に管理すると共に、段階的な使用量の削減を検討する。

4. 倫理

- 4.1. コンプライアンスの確立
 - ・ 事業活動において、関係する国・地域の諸法令や倫理的・社会的規範を尊重し、これらを遵守する。
- 4.2. 競争法の遵守
 - ・ 他の事業者の事業活動を排除・支配する私的独占や、カルテルや入札談合といった不当な取引制限などの、自由な競争を妨げる行為を行わない。
 - ・ 取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、相手方の自由な判断を妨げ、不利益を与える行為を行わない。
- 4.3. インサイダー取引の防止
 - ・ 業務上知り得た当社、又はその他取引先等に関する非公開の情報をもとに、それら企業の株式等の売買(インサイダー取引)を行わない。
- 4.4. 安全保障貿易
 - ・ 国際的な平和と安全を脅かす恐れのある大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等を目的とする、あるいはその懸念のある組織と需要者に対し、製品の販売や役務の取引を行わない。
 - ・ 外為法等の国内法令、国連安保理決議、関連する国際条約及び輸出管理にかかる国際レジームの遵守に加え、取引を行う国や地域で適用される輸出入関連の法令を誠実に遵守する。
- 4.5. 腐敗防止・反社会的勢力の排除
 - ・ 公務員等及び民間企業等における、贈収賄、汚職、不適切な利益の供与や受領、強要、横領等を行わない。
 - ・ 反社会的勢力と関係を持たず、またそれを利用したいかなる要求や行為を行わない。
- 4.6. 個人情報・機密情報の取扱・情報セキュリティ
 - ・ 個人情報やその他顧客からの機密情報などを適切な方法で収集・保存・処理・移転し、情報の漏洩を防止するよう努める。
 - ・ 事業活動を行う上で、必要上個人情報を収集する際にはその目的と使用範囲を明記し、収集内容については必要最低限にとどめる。
 - ・ 情報セキュリティ上の懸念や脅威に対し有効な防御策を講じ、その取り組み状況を持続的に管理・評価する。
 - ・ 第三者の個人情報や機密情報を不正に取得、利用、開示することがないようにする。
 - ・ 知的財産権として保護されている情報・技術などを無断で使用・移転しない。

- 4.7. 紛争鉱物の排除
- ・ 紛争地域及び高リスク地域において武装勢力の資金源となる恐れのある鉱物の採取・精錬・加工・出荷・運送などを行わない。
 - ・ 上記に該当する鉱物の使用が確認された場合は、速やかに顧客に対して報告すると共に、必要な対策を講じる。
- 4.8. 地域社会との調和
- ・ 事業活動に伴い、地域社会や住民に対する安全衛生上の被害が生じることのないよう必要な対策を講じる。

5. BCP(事業継続計画)

- 5.1. BCPの策定と運用
- ・ 災害・事故等に伴う事業活動上の危機や被害に対し、それらを復旧し、事業活動を正常化するための計画(BCP・Business Continuity Plan)を事前に立案する。
 - ・ 持続的な訓練・教育を通じ、BCPを実行できる状態を常に維持する。